

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第八号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（法人税割の税率の特例） 第二条 令和七年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。	（法人税割の税率の特例） 第二条 令和二年四月一日以後五年以内に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、県税条例第四十四条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和七年四月一日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。